

緊急電話設置費等助成事業について

■ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者が、病気や緊急時において、身寄りの者に連絡することができる緊急通報装置を設置し、使用する経費を助成することにより、毎日を安心して過ごすことができるようにを図ることを目的とします。

■ 対象者

市内に居住し、次の各号に該当する方。

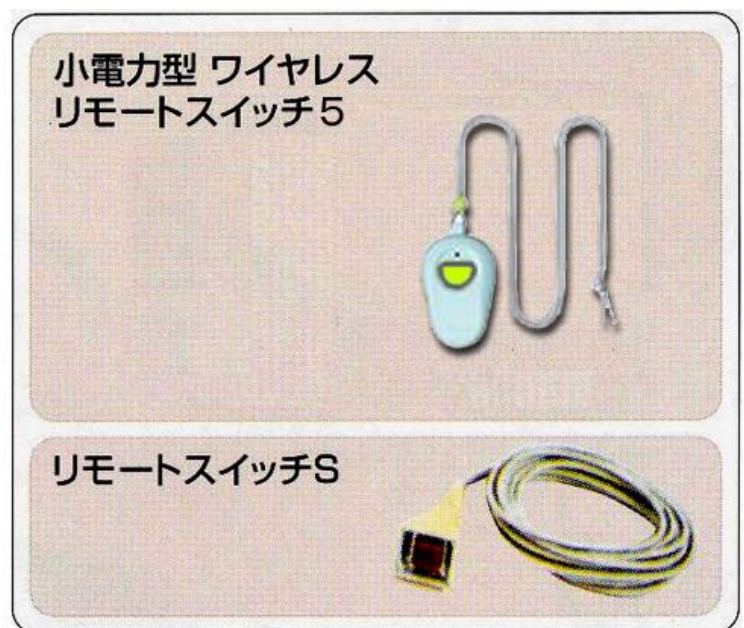
- ① 満70歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 満70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

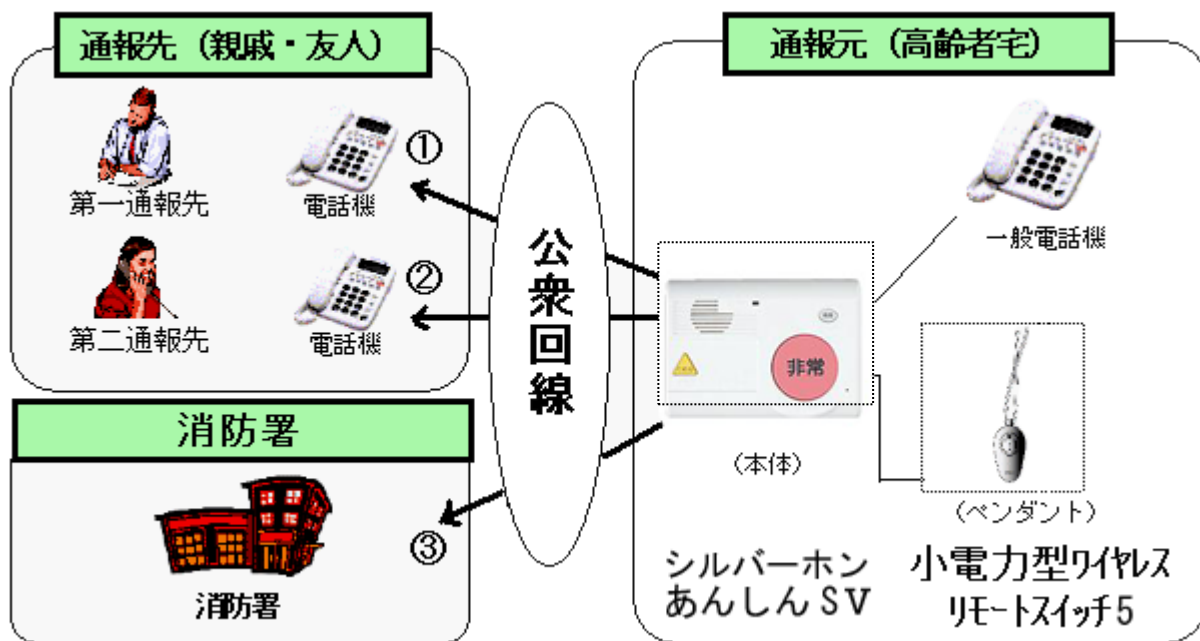
※ ご家族が、同一敷地内に居住、または隣接している場合は除きます。

■ 緊急通報装置の設置

- 装置は利用者がNTTからレンタルし、既存の電話に接続します。
 - ※ レンタル料は、電話料金と一緒に請求されます。利用にあたり配線レンタル料として別途60円/月（自己負担）掛かります。
 - ※ 基本契約がNTTでない方は利用できません。
 - ※ ISDN回線・IP網・CATV網に接続して利用する事は出来ません。
 - ※ ターミナルアダプタ等のアナログポートや他の通信機器を経由して接続しないで下さい。
- 設置時にNTTが、消防署を含む緊急連絡先3ヶ所を登録します。緊急時に『非常ボタン』を押すと、装置が緊急連絡先3ヶ所へ順番に電話をかけ、緊急通報のメッセージを伝えます。
- 次のいずれかのオプションを追加設置できます。

ワイヤレス	受信機・送信機（ペンダント形） 使用範囲は、半径約20m
リモート	長さ4m





機種がSVからSVIへ変更になりました

■費用の助成

レンタル料の半額を助成します。

助成金の交付は半年毎に清算払いします。

※ 半年毎の振込は、利用者の銀行口座でご確認ください。(毎年10月、4月下旬です)

※ 設置・取外し等の手数料はレンタル料に含まれますが、設置に伴う配線工事等が必要な場合は自己負担となります。配線レンタル料60円/月は助成に含みません(自己負担)。

1ヶ月あたりの料金

オプション	本体のみ	本体+ワイヤレス	本体+リモート	配線
レンタル料 (助成額)	180円(消費税別) (90円)	380円(消費税別) (190円)	230円(消費税別) (115円)	60円(消費税別) (0円)

■申請

地域の民生委員を通じ、申請書を提出して下さい。

■決定・却下

担当民生委員経由で、申請者に決定または却下の通知をいたします。

■変更・廃止

申請時の登録内容の変更や利用廃止の場合、民生委員を通じ社会福祉協議会にご連絡下さい。

市内における引越しなど、業者派遣に伴う工事は有料(2,900円消費税別)となります。

例	<ul style="list-style-type: none"> 市内転居 同居人の増・減 緊急連絡先の変更 振込口座の変更 電話番号の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども、孫等との同居、あるいは隣に転入 市外へ転出 施設入所 電話会社を替えた 死亡
提出書類	「変更届」	「廃止届」

豊明市社会福祉協議会
豊明市新田町吉池18番地3 電話0562-93-5051

(H27.7)